

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第8条第2項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

平成22年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は県内において文化芸術活動を行う団体が行事等において大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の6割に相当する額

(2) (1)により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	17時30 分から 21時30 分まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 30分ま で	9時か ら21時 30分ま で	
大ホール	円 6,000	円 15,000	円 18,000	円 21,000	円 24,000	円 27,000	1 暖房料（特別室、応接室又はギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合においては、普通利用料金の2割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が1人当たり500円未満の場合を除く。）を徴収する場合には、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合においては、超過時間が30分以上1時間未満のときは普通利用料金及び暖房料の額の合算額（以下「合算額」という。）の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額を別に徴収する。
11号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
12号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
13号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
14号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
15号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
16号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
17号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
18号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
21号室	2,000	3,100	4,800	5,100	5,900	6,900	
22号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
23号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
24号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
25号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
26号室	2,100	3,500	5,200	5,600	6,600	7,600	
特別室 (夏季)	1,140	1,520	2,110	2,660	2,740	3,360	
特別室 (冬季)	1,710	2,280	3,160	3,990	4,110	5,040	
応接室 (夏季)	780	1,140	1,520	1,920	2,040	2,430	
応接室 (冬季)	1,170	1,710	2,280	2,880	3,060	3,640	

ギャラリー	730	1,070	1,460	1,800	1,900	2,280
-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

備考1 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

2 「夏季」とは、4月21日から10月25日までをいい、「冬季」とは、10月26日から翌年4月20日までをいう。

表2 附属の設備の利用料金

区分		単位	附属の設備の利用料金						
			9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
附属の設備	舞台設備	銀びょうぶ	1組 (7双)	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 2,990	円 2,990	円 4,490
		テーブル掛	1枚	70	70	70	140	140	220
		取外し机	1脚	30	30	30	60	60	90
		普通いす	1脚	30	30	30	60	60	90
		平台	1枚	100	100	100	210	210	320
		演台	1台	340	340	340	670	670	1,000
		譜面台	1台	30	30	30	60	60	90
		指揮台	1個	30	30	30	60	60	90
		上敷	1組 (5枚)	360	360	360	710	710	1,070
		扇風機	1台	360	450	450	810	900	1,260
	ホリゾン幕	1張	510	510	510	1,030	1,030	1,540	
	照明設備	ボーダーライト(第1)	1式	590	890	890	1,490	1,780	2,380
		ボーダーライト(第2)	1式	570	650	650	1,220	1,300	1,880
		ホリゾンライト	1式	570	650	650	1,220	1,300	1,880
		ローホリゾンライト	1式	550	650	650	1,220	1,300	1,860
		アークピンスポットライト	1台	2,140	2,610	2,610	4,770	5,240	7,380
		ロングスポットライト(1.5キロワット)	1台	1,250	1,500	1,500	2,750	2,990	4,240
		プロジェクタースポットライト(1.5キロワット)	1台	1,180	1,410	1,410	2,590	2,830	4,010
		ピンスポットライト(1キロワット)	1台	650	780	780	1,420	1,550	2,190
		スポットライト(1キロワット)	1台	650	780	780	1,420	1,550	2,190
スポットライト(500ワット)		1台	350	410	410	760	820	1,160	
ミラーボール	1式	510	580	580	1,100	1,170	1,680		
放送設備	大型拡声器(マイクロホン2本付き)	1式	1,370	1,680	1,680	3,050	3,370	4,750	

	マイクロホン	1本	310	360	360	660	710	1,010
	ワイヤレスアンプ (マイクロホン2本付き)	1式	1,370	1,600	1,600	2,970	3,200	4,570
	レコードプレーヤー	1台	360	450	450	810	900	1,260
	テープレコーダー	1台	1,370	1,600	1,600	2,970	3,200	4,570
その他の設備	スクリーン (大ホール)	1張	1,000	1,000	1,000	2,010	2,010	3,010
	スクリーン (会議室)	1台	200	200	200	400	400	600
	ピアノ (大型)	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は9,050円、4時間を超え10時間以内の場合は12,840円、10時間を超える場合は16,660円					
	ピアノ (中型)	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は2,870円、4時間を超え10時間以内の場合は4,150円、10時間を超える場合は5,600円					
電気料	1kwhまでごとに	30円						

2 利用料金の適用年月日

平成22年11月1日